

## 桜並木植栽管理事業協賛金募集要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、岩木みらい協議会（以下「協議会」という。）が行う世界一の桜並木植栽管理事業（以下「桜並木植栽管理事業」という。）に賛同する法人、その他団体及び個人（以下「企業等」という。）が、桜の植樹に協賛する際に必要な事項を定めるものとする。

### (協賛)

第2条 この要項において、協賛とは、企業等が協議会に対して行う、桜並木植栽管理事業の実施に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供を行う行為とする。

2 協賛金は、一口5万円、1万円、5千円とする。

### (募集期間)

第3条 募集期間は、通年とする。

### (協賛の申込等)

第4条 協賛を申し込む企業等（以下「申込者」という。）は、桜並木植栽管理事業協賛金等申込書（様式第1号）を協議会会長に提出する。

2 協議会会長は、申込書の提出があった場合、申込者に対して桜並木植栽管理事業協賛金等申込受理書（様式第2号）により通知する。

3 協議会会長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込者と認めないものとし、申込書を受理しないものとする。

(1) 特定の政治、思想、宗教等に関する活動を目的とする者、又は桜並木植栽管理事業を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある者。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者。

(3) 法令又は公序良俗に反する者。

(4) その他、協議会会長が不相当と判断する者。

### (協賛金の納入等)

第5条 第2条第1項第1号に規定する資金協賛を行おうとする企業等は、前条第2項の規定による通知を受けた場合、協議会が指定する口座へ協賛金を納付する。

2 協賛金の領収書は、金融機関が発行する振込依頼書をもって代えるものとする。

3 協議会会長は、指定した納入期限までに協賛金の納入が確認できない場合は、第4条第

2項の規定による申込受理を取り消すものとする。

(協賛の特典等)

第6条 第5条第1項の規定により協賛を行った企業等への特典は、植栽木へのプレート掲示または感謝状の送付とする。

(協賛の取り消し)

第7条 協議会会長は、第4条第2項の規定により協賛の申込書を受理された者が、その後、第4条3項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は第4条第3項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛の特典を取り消すものとし、協賛した企業等に対し、桜並木植栽管理事業協賛企業等取消通知書（様式第3号）により通知する。

2 前項の規定により協賛を取り消した場合においては、協賛金の返戻はしない。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和6年5月27日から施行する

様式第 1 号

## 桜並木植栽管理事業協賛金申込書

年 月 日

岩木みらい協議会会長 様

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者氏名  
印

桜並木植栽管理事業に下記のとおり協賛金を申し込みます。

記

1. 協賛金額 \_\_\_\_\_ 円

(内訳)

<input type="checkbox"/>	5 万円	<input type="checkbox"/>	円
<input type="checkbox"/>	1 万円	<input type="checkbox"/>	円
<input type="checkbox"/>	5 千円	<input type="checkbox"/>	円
納入予定日		年 月 日	

2. 申込要件（募集要項第 4 条第 3 項関係）

次の各号に該当しておりません

- (1) 特定の政治、思想、宗教等に関する活動を目的とする者、又は桜並木植栽管理事業を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者。
- (3) 法令又は公序良俗に反する者。

3. 連絡先

担当者名 (所属・役職)			
電話		F a x	
E-mail			

様式第2号

## 桜並木植栽管理事業協賛金申込受理書

年 月 日

様

岩木みらい協議会  
会 長

年 月 日付で申し込みのありました「桜並木植栽管理事業協賛金申込書」  
を受理します。

協賛金の納入方法は、協議会が別途指定した方法といたしますのでよろしくお願  
いいたします。

なお、指定した期限までに協賛金の納入が確認できない場合は、申込受理を取り消  
します。

○協賛金の納入方法

- ・最寄りの金融機関で協賛金額 \_\_\_\_\_ 円を下記納入口座に納入をお願いします。
- ・納入期限は令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日までとします。

**【納入口座】**

金融機関：

口座種別：

口座番号：

名 義：

フリガナ：

※納入に係る振込手数料は、申込者が負担願います。

様式第3号

桜並木植栽管理事業協賛企業等取消通知書

年 月 日

様

岩木みらい協議会  
会 長

年 月 日付で受理することとした協賛について、下記の事由により取り消すこととしましたので通知します。

記

1. 取消事由